

## 論 文

# SDGsと地域創生における森林信託の現状と課題

市 川 紀 子

### 1. はじめに

本稿は、「駿河台大学令和2年度地域創生研究センター研究プロジェクト(駿大総第9号)」(以下、本プロジェクトという)の助成を受け、共同研究を行った成果の一部である(採択通知:2020年5月28日)。なお共同研究者は小野正芳教授(千葉経済大学)、丸山佳久教授(中央大学)、吉田智也准教授(中央大学)である。

本プロジェクトの研究成果の一部として、すでに市川[2020c]を公表している。ここでは駿河台大学地域創生研究センターの「本学における地域創生に関する研究及び調査を行うとともに、地域の発展に資すること」(駿河台大学[2020]1頁)という目的を念頭に置き、採択承認された本プロジェクトの申請書の概要と、本プロジェクトを推進していくにあたり重要と考えられる森林・林業会計を中心としたメソ会計の視点に基づく地域創成に関する先行研究に関して検討を行っている。具体的には小口[1991]のメソ会計の考え方を前提に、本プロジェクトのメンバーの一人でもある丸山[2019]の岩手県遠野市における先行研究を確認し、地域木材総合供給モデル基地などを例とした多様な価値創造モデル(森林・林業における会計分野の先行研究の調査・分析手法)について検討を行ってきた。今後、本プロジェクトの森林・林業分野における地域創生に関する研究の方向性および指針(資源価値評価のツールを確立させること)を当該モデルから得たと考えられる。

また、本プロジェクトを遂行するにあたり地域創生会計研究会をたちあげ、2020年11月25日時点で既に現地調査やインタビュー調査も含めた研究会を8回開催している<sup>1</sup>。市川・小野・丸山・吉田[2020]にもあるように、中央大学と駿河台大学の公開合同研究会も行い、本研究会にご参加頂いた多くの有

識者から貴重なご意見を賜り、それらを踏まえたくうえで研究を継続している。

駿河台大学地域創生研究センターの目的を念頭に置きながら本プロジェクトをさらに推進していくためには、本プロジェクトにおける現地調査やインタビュー調査等を踏まえ継続しつつ、新たに持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals: 以下、SDGsという) を念頭におき、いわゆるファンドと会計の関係性を深め、地域を限定せず、研究を拡大・発展させる必要がある。またSDGsにおいて着目される地域創生の推進を加速させるために、文献調査 (先行研究) を通じて、SDGsと経済活動やファンド、および地域社会の関係を、どのように視覚化 (見える化) していくのかを整理することが重要である (これは市川 [2020c] において一部検討を行っている)。また上述の現地調査やインタビュー調査等を通じて、地域資源等を安全・安心に管理保有等をするためにファンド (森林ファンド含む) に着目するに至っている。ついてはファンドがもたらす地域経済に与える影響とそのプロセスを、内閣府の掲げる「まち・ひと・しごと」の創生という観点から明らかにできる会計モデルを構築せねばなるまい。さらに岩手県遠野市や埼玉県飯能市、長崎県などを事例として、自治体や事業体と連携し、会計モデルの実験的適用を行い、ファンドの視点から人口増加や地域活性化、地域の森林整備、公共交通機関の発展につながるプロセスを明らかにできれば、本プロジェクトの目的は完遂できたと考えられよう。

以上のように進めていくべき内容は多岐にわたり、行うべき研究作業も非常に多いが、これらは順次進めていかなければならない。ただし現時点で上記のすべてを論じるのは難しいため、まずはその第一歩として、本稿においてはSDGsを前提に「森林信託 (森林ファンド)」にのみ焦点を絞り、検討していく<sup>2</sup>。

---

1 これまでの地域創生会計研究会の活動実績 (研究会開催記録) については、2020年11月25日の時点では、次のとおりである。第1回 (2020年3月15日)、第2回 (2020年8月9日)、第3回 (2020年9月2日)、第4回 (2020年9月16日)、第5回 (2020年10月13日)、第6回 (2020年10月21日)、第7回 (2020年10月25日)、第8回 (2020年11月25日) の計8回である。

2 本稿は必要に応じて、本プロジェクトの研究成果や研究会報告内容等の一部を引用する場合がある。

## 2. SDGsと地域創生

SDGsは、周知のように、貧困に終止符を打ち、地球を保護し、すべての人が平和と豊かさを享受できるようにすることを目指す普遍的な行動を呼びかけている国際連合（United Nations：以下、国連という）の採択事項である（国連開発計画（UNDP）駐日代表事務所 [2020a]）。

このようなSDGsの前身は、2001年に国連でミレニアム開発目標（Millennium Development Goals：以下、MDGsという）が策定されたことにはじまる。2000年に採択された「国連ミレニアム宣言」と、1990年代の主要な国際会議で採択された国際開発目標を統合したものである。具体的には、開発途上国向けの開発目標として、2015年を期限とする8つの目標（①貧困・飢餓、②初等教育、③女性、④乳幼児、⑤妊産婦、⑥疾病、⑦環境、⑧連帯）を設定していたものである。MDGsは一定の成果を達成されたとするが、一方で未達成の課題も残された。極度の貧困半減（目標①）やHIV・マラリア対策（同⑥）等は達成されたが、乳幼児や妊産婦の死亡率削減（同④、⑤）は未達成であり、サブサハラアフリカ等で達成に遅れがみられるとされている。また策定から15年間で新たな課題が浮上し、国際的な環境も大きく変化してきていることも受け（環境問題や気候変動の深刻化、国内や国の間の格差拡大、企業やNGOの役割の拡大など）、議論・交渉等を経て、SDGsが2015年9月の国連サミットで全会一致で採択されている現状である（首相官邸政策会議：持続可能な開発目標（SDGs）推進本部 [2016] スライド2）。

SDGsは、先進国含む国際社会全体の開発目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標を設定し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に、統合的に取り組むものであり、すべての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視している（首相官邸政策会議：持続可能な開発目標（SDGs）推進本部 [2016] スライド2）。上述した17の具体的目標は図表1のとおりである。

目標1（貧困）は、あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる、目標2（飢餓）は、飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する、目標3（保健）は、あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する、目標4（教育）は、すべての人に包摂的

図表1 SDGsとは



出所：国連開発計画 (UNDP) 駐日代表事務所 [2020a]「持続可能な開発目標」2020. 10. 17 参照，〈<http://www.jp.undp.org/content/tokyo/ja/home/sustainable-development-goals.html>〉。

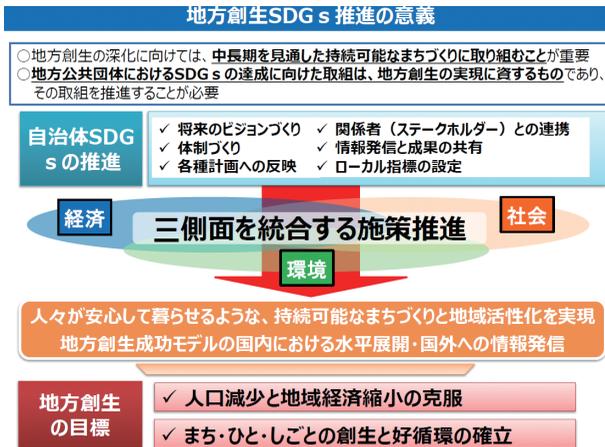
かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する、目標5（ジェンダー）は、ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う、目標6（水・衛生）は、すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する、目標7（エネルギー）は、すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する、目標8（経済成長と雇用）は、包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する、目標9（インフラ、産業化、イノベーション）は、強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る、目標10（不平等）は、各国内及び各国間の不平等を是正する、目標11（持続可能な都市）は、包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する、目標12（持続可能な生産と消費）は、持続可能な生産消費形態を確保する、目標13（気候変動）は、気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる、目標14（海洋資源）は、持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する、目標15（陸上資源）は、陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の促進、持続可能な森林の

経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する、目標16（平和）は持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する、目標17（実施手段）は、持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化するものである（首相官邸政策会議：持続可能な開発目標（SDGs）推進本部〔2016〕スライド3）。

わが国では、政府によるSDGsを推進するための主な取り組みとして、①あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現、②健康・長寿の達成、③成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション、④持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備、⑤省・再生可能エネルギー、防災・気候変動対策、循環型社会、⑥生物多様性、森林、海洋などの環境の保全、⑦平和と安全・安心社会の実現、⑧SDGs実施推進の体制と手段などを掲げている（首相官邸政策会議：持続可能な開発目標（SDGs）推進本部〔2019〕スライド2）。

さらに内閣府は、これらのSDGsの目標内容を前提として、地域創生（地方創成）に向けたSDGsの推進について検討を行っている。具体的には、国内において、誰一人取り残されない社会を実現するためには、広く日本全国にSDGsを浸透させる必要があるし、そのためには、地方自治体及びその地域で活動するステークホルダーによる積極的な取組が不可欠であり、一層の浸透・主流化を図ることが期待される、としている。日本国内の地域においては、人口減少、地域経済の縮小等の課題を抱えており、地方自治体におけるSDGs達成へ向けた取り組みは、こうした地域課題の解決に資するものであり、SDGsを原動力とした地域創生を推進すること等を述べている（内閣府地方創生推進室〔2020〕スライド6）。また、地方自治体は、SDGs達成へ向けた取組をさらに加速化させるとともに、各地域の優良事例を国内外に一層積極的に発信、共有していくことが期待され、具体的には、「SDGs日本モデル」宣言や「SDGs全国フォーラム」等のように、全国の地方自治体が自発的にSDGsを原動力とした地域創生を主導する旨の宣言等を行うとともに、国際的・全国的なイベントを開催する等により、一層のSDGs達成への取り組みが期待されている。また、「地方創生SDGs金融」を通じた「自律的好循環」の形成に向け、SDGsに取り組む地域事業者等の登録・認証制度等の推進を掲げている（内閣府地方創

図表2 地方創生SDGs推進の意義



出所：内閣府地方創生推進室 [2020]「地方創生に向けたSDGsの推進について（2020年12月）」スライド15、2021.01.11参照。  
[https://future-city.go.jp/data/pdf/sdgs/sdgs\\_bk.pdf](https://future-city.go.jp/data/pdf/sdgs/sdgs_bk.pdf)。

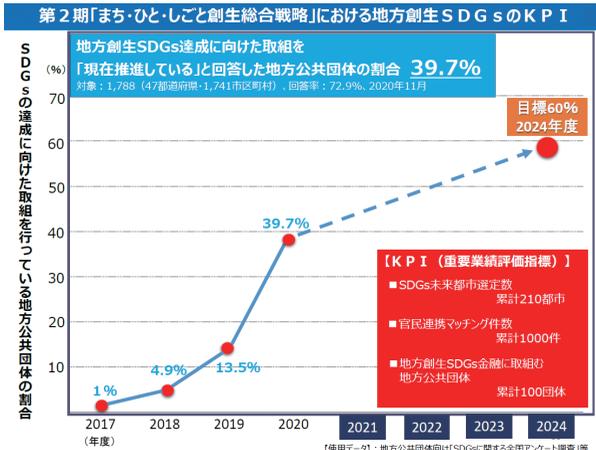
生推進室 [2020] スライド6-7)。これらの内容を凡そまとめたものが図表2である。

以上を受け、地方創生SDGs達成に向けた取り組みを現在推進していると解答した地方公共団体の割合は2020年において図表3のとおりであり、その率は39.7%である（内閣府地方創生推進室 [2020] スライド11)。また2024年までには目標を60%まで引き上げることがを目的としている。

このように、国連において2015年に採択されたSDGsは世界的な広がりを見せ、わが国においてもそれは例外ではなく、様々な場面で議論されている。また地域創生とも深く結びついているといえる。地域創生SDGs達成に向けた取り組みを現在推進しているわが国の現況において、その成功モデルを検討していくことは必須事項であり、本プロジェクトはその一端を成すものと考え。市川 [2020c] でも論じたとおり、小口 [1991] のメソ会計の考え方を前提に、本プロジェクトのメンバーの一人でもある丸山 [2019] の岩手県遠野市における先行研究（成功事例）を確認し、今後の本プロジェクトの森林・林業分野における地域創生に関する研究の方向性および指針を当該モデルから得ている。本節でも述べたSDGsにおいて着目される地域創生の推進を加速させるために、

## SDGsと地域創生における森林信託の現状と課題

図表3 地方創生SDGs達成に向けた取組を現在推進していると回答した地方公共団体の割合



出所：内閣府地方創生推進室「[2020]「地方創生に向けたSDGsの推進について（2020年12月）」スライド11、2021.01.11参照、  
[https://future-city.go.jp/data/pdf/sdgs/sdgs\\_bk.pdf](https://future-city.go.jp/data/pdf/sdgs/sdgs_bk.pdf)。

このような文献調査（先行研究）や先行事例等を通じて、SDGsと経済活動やファンド、および地域社会の関係を、どのように視覚化（見える化）していくかを整理することが重要である。

なお国連開発計画（UNDP）駐日代表事務所によれば、これらのSDGsの17の目標は、上述のMDGsの成功を土台としつつ、気候変動や経済的不平等、イノベーション、持続可能な消費、平和と正義などの新たな分野を優先課題として盛り込み、ある目標を達成するためには、むしろ別の目標と広く関連づけられる問題にも取り組まねばならないことが多いという点で、目標はすべて相互接続的といえると指摘している（国連開発計画（UNDP）駐日代表事務所〔2020a〕参照）。本稿ではこれらの目標の中からも、特に目標15「陸の豊かさを守ろう」を主軸に、森林信託の現状と課題を探りたいと考える。ただし上述したように、SDGsのこれらの目標は相互接続的であり、特にこの目標15を検討していくにあたり、目標6、8、11、12、13とも連動していることは付言しておく。

### 3. SDGsにおける森林信託の現状と課題

林野庁によれば、SDGsに貢献する森林・林業・木材産業については世界森林目標というものがあり、SDGsの各目標との関連について、図表4を示している。森林は、世界の陸地面積の約30%を占め、そこには陸域の生物種の約80%が生息し、生物多様性の保全に大きく貢献しており、このことは、将来の遺伝子資源の利用を確かなものにし、生物資源の保続性や森林景観の持続性を高めるといふ実用的な意味を持つとされる。しかし世界の森林は、熱帯林等を中心に農地への転用等を原因として減少・劣化を続けており、森林の保全が世界中で喫緊の課題となっているとされ、そして開発途上国を始めとする地域では、森林減少・劣化は貧困問題等と不可分の関係にあり、持続可能な森林経営を推進することは、人々の生活に関わるSDGsの目標と密接に関連していることが指摘されている（林野庁 [2020] 6-7頁）。このような観点も踏まえて、2017年4月には、SDGsを含む2030アジェンダを始めとする国際的な目標等に対し、森林分野の貢献を促進することを目的に掲げた「国連森林戦略計画2017-2030」が国連総会で採択され、2030年までに達成すべき「世界森林目標」

図表4 世界森林目標とSDGs

資料 特一 世界森林目標とSDGs	
世界森林目標	とりわけ寄与するSDGs
1. 保護、再生、植林、再造林を含め、持続可能な森林経営を通じて、世界の森林減少を反転させるとともに、森林劣化を防止し、気候変動に対処する世界の取組に貢献するための努力を強化する。	目標6、12、13、14、15
2. 森林に依存する人々の生計向上を含め、森林を基盤とする経済的、社会的、環境的な便益を強化する。	目標1、2、4、5、6、8、9、12、15
3. 世界全体の保護された森林面積やその他の持続可能な森林経営がなされた森林の面積、持続的な経営がなされた森林から得られた林産物の比率を顕著に増加させる。	目標7、12、14、15
4. 持続可能な森林経営の実施のための、大幅に増加された、新規や追加的な資金をあらゆる財源から動員するとともに、科学技術分野の協力やパートナーシップを強化する。	目標12、15、17
5. 国連森林措置 (UNFI) 等を通じ、持続可能な森林経営を実施するためのガバナンスの枠組を促進するとともに、森林の2030アジェンダへの貢献を強化する。	目標1、2、5、15、16、17
6. 国連システム内や森林に関する協調/パートナーシップ(CPF)加盟組織間、セクター間、関連のステークホルダー間等、あらゆるレベルにおいて、森林の課題に関し、協力、連携、一貫性及び相乗効果を強化する。	目標17

注：6つの世界森林目標の下に、更に詳細な26のターゲットが設定されている。UNSPFには、各世界森林目標がとりわけ寄与するSDGsのターゲットが記されているが、本表では簡略化のためSDGsの目標のみを記載。  
資料：国連森林戦略計画2017-2030を基に林野庁作成。

出所：林野庁 [2020] 「持続可能な開発目標 (SDGs) に貢献する森林・林業・木材産業 (令和2年6月16日公表)」『令和元年度森林・林業白書全文』7頁, 2020.10.17参照, <<https://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/hakusyo/r1hakusyo/attach/pdf/zenbun-12.pdf>>。

を掲げている。それが図表4の内容である（林野庁 [2020] 7頁）。具体的には6つの森林に関する目標を示しており、森林劣化の防止、森林を基盤とする経済的、社会的、環境的な便益の強化、森林面積や林産物の比率の増加、資金や財源の動員と科学技術分野の協力やパートナーシップの強化、森林経営を実施するためのガバナンスの枠組みの促進、森林の課題に対し、協力、連携、一貫性及び相乗効果の強化などをあげている。またそれらの寄与するSDGsの目標番号を付している（林野庁 [2020] 7頁）。

林野庁は、図表4の目標を前提としてさらにわが国の森林の循環利用とSDGsとの関係について図表5を示している。そこではまず、天然林を含め国土の3分の2を占める森林の多面的機能が、SDGsの様々な目標達成に貢献し、森林の利用が林業・木材産業を中心にして経済的・社会的な効果を生んでおり、SDGsの様々な目標達成に寄与していると説明されている（林野庁 [2020] 8頁）。林野庁によれば、ここで重要なことは、森林の利用により生み出される便益が、森林の整備・保全に還元されるという大きな循環につながっていくという側面であり、SDGsで重視されている環境・経済・社会の諸課題への統合的取組の表れとしている点である。図表5のこの循環には、再造林や合法性が確認された木材の利用等を通じ、森林が健全に維持されることが前提であり、林業・木材産業関係者の働きが要となる役割を担っており、具体的なSDGsの目標と関連付けながら整理を試みている（林野庁 [2020] 8頁）。

本稿において特に着目したいのは、図表5における「森林の持続可能な経営」である。この経営に関する部分が適正に行われなければ、森林の管理や整備も進まず、持続は不可能となる。そして持続可能な経営を検討するためには、金融面にも当然に焦点をあてなければならない。環境省によれば、現在SDGsの達成に向けた金融原則は、国連環境計画・金融イニシアティブ（United Nations Environment Programme Finance Initiative：以下、UNEP FIという）のもと、責任投資原則（Principles for Responsible Investment：以下、PRIという）、持続可能な保険原則（The Principles for Sustainable Insurance：以下、PSIという）、責任銀行原則（Principles for Responsible Banking：以下、PRBという）が策定されたとし、これら3原則に加え、SDGsの達成に向けた金融の枠組みであるポジティブ・インパクト金融原則<sup>3</sup>に基づいた金融を構築することで持続可能な社会の実現を目指すとしている（環境省環境金融推進室

[2020] スライド14)。

環境省によれば具体的には、PRIは投資家に対し企業分析・評価を行う上で長期的な視点を重視し、ESG<sup>4</sup>情報を考慮した投資活動をとることなどを要請している。PSIは保険会社に対し、事業において重要なESG課題を考慮すると

---

3 ポジティブ・インパクト金融原則とは、UNEP FIが2017年に策定したSDGsの達成に向けた金融の枠組である。具体的には次の内容を主旨とした一連のガイドラインである。銀行はポートフォリオ全体にわたって、ポジティブ・インパクト投資を、特定、推進し、伝達すること、投資家および寄付者は、自らの投資（寄付）が及ぼす影響を総合的に検討して、投資（寄付）先を適切に選択すること、監査会社および格付け会社は、銀行家、投資家およびそのステークホルダーに、ポジティブ・インパクト金融の発展に必要な、補償、認証、格付けサービスを提供することである（国連環境計画・金融イニシアティブ [2017] 3頁）。また、次のような事項を支援することを意図している。企業およびその他の経済的なステークホルダーがSDGsに焦点をあてたビジネス機会、ビジネスモデルを構築し、その努力に見合う金融機関を見出すこと、政府が民間セクターと協働して、投資の効果を増加させること（例えば、インパクトにもとづいた入札や発注先への提案依頼、民間の事業パートナーを同原則に基づいて選別するなど）、そして、戦略的に政策を調整して公的資金がもたらす効果を最大化すること、市民社会は、上記が新しいインパクトベースのビジネスモデルを模索するにあたって、最も助けとなる技術的な専門性を識別して発展させることであるとしている（国連環境計画・金融イニシアティブ [2017] 3頁）。

4 ESGとは、環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）の頭文字を取って作られた言葉であり、この観点から企業分析して投資するESG投資も注目されている。経済産業省によれば、ESG投資は、従来の財務情報だけでなく、環境・社会・ガバナンス要素も考慮した投資のことを指しており、特に、年金基金など大きな資産を超長期で運用する機関投資家を中心に、企業経営のサステナビリティを評価するという概念が普及し、気候変動などを念頭においた長期的なリスクマネジメントや、企業の新たな収益創出の機会（オポチュニティ）を評価するベンチマークとして、SDGsと合わせて注目されているとしている。日本においても、投資にESGの視点を組み入れることなどを原則として掲げるPRIに、日本の年金積立金管理運用独立行政法人が2015年に署名したことを受け、ESG投資が広がっている（経済産業省 [2020] 参照）。

# SDGsと地域創生における森林信託の現状と課題

図表5 わが国の森林の循環利用とSDGsとの関係



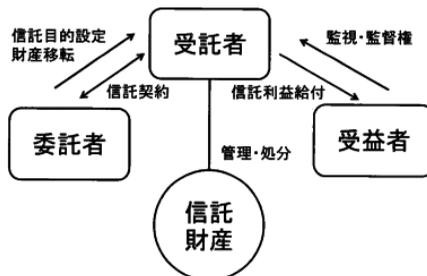
出所：林野庁 [2020] 「持続可能な開発目標 (SDGs) に貢献する森林・林業・木材産業 (令和2年6月16日公表)」『令和元年度森林・林業白書全文』8頁, 2020.10.17参照, <<https://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/hakusyo/r1hakusyo/attach/pdf/zenbun-12.pdf>>。

ともに、顧客や他ステークホルダーと連携してESG課題のリスクを管理し、ソリューションを生み出すことを要請している。PRBは、銀行に対し、商品・サービスを通じて創出される価値（インパクト）を明確にし、事業戦略をSDGsやパリ協定等が示す社会や個人のニーズや目的と整合させることを要請している（環境省環境金融推進室 [2020] スライド14）。さらに、PRB発足時点（2019年9月22日）で132の金融機関（総資産47兆ドル相当）が署名しており、2020年2月現在、170以上の金融機関（国内では三井住友トラスト・ホールディングス、三井住友フィナンシャルグループ、みずほフィナンシャルグループ、三菱UFJフィナンシャル・グループ、滋賀銀行）が署名している（環境省環境金融推進室 [2020] スライド17）。

以上の様に、SDGsの達成に向けた様々な金融原則が公表されており、今後ますます拡大していくと考えられる。わが国でも上述したとおり、多くの大手金融機関がこの動きに賛同し、署名している。このような金融機関の動きを見すえながら、本稿の趣旨に沿って、まずはわが国の森林の信託性を確認していく。山本 [2013] によれば、わが国の信託の概念については図表6のとおりである。

山本は図表6において、わが国における委託者、受託者、受益者の三者間の関係として描いている。具体的には「委託者は信託目的を設定した上で、受託者に対し財産に対し財産を移転する。一方、信託目的に沿う形で、受託者を通して、受益者は信託利益を享受する。信託法2条1項では、『特定の者が一定の目的（専らその者の利益を図る目的を除く。）に従い財産の管理又は処分及

図表6 信託の概念図



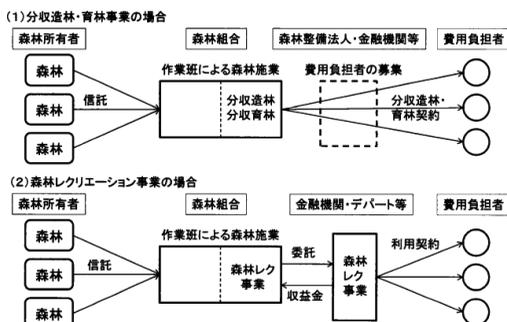
出所：山本 [2013] 56頁。

びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべきものとする』と信託を定義している。なお、日本において信託は、まず受益者の性格によって私益信託と公益信託に分け、さらに有償である無償であるかによって、私益信託を民事（非営業）信託と商事（営業）信託に分けることが一般的である。」（山本 [2013] 56頁）と説明している。

また、わが国の森林信託の経緯として、山本 [2013] は次の4点を示している。1点目は、戦前期に構想された商事信託である。これは山本によれば林地の不動産証券化である日本林業への商事信託の適用は実現しなかったとされる。山本はREIT（Real Estate Investment Trust：不動産投資信託）、TIMO（Timber Investment Management Organization：森林投資管理組織）などの最近の動きと信託との関係はどのように考えるべきか取り上げながら、森林セクターへの商事信託適用可能性という大きな課題があることを指摘している（山本 [2013] 61頁）。2点目は、図表7にも示した1987年森林組合法改正時の分収林事業、森林レクリエーション事業普及の政策手法であるが、山本はこれらについて1980年代半ばの土地利活用の動きの中で編み出された特殊な政策手法であるとし、現在も2組合の事例が存続しているとはいえ、今後新たな展開は期待できないとしている（山本 [2013] 61頁）。

3点目は、広島県三次（みよし）地方森林組合の事例にみられる施業集約化手法、4点目は広島県三次（みよし）生産森林組合や島根県の市有林の事例にみられる公有林経営受託についてである。山本はこれらの森林信託は近年公益

図表7 分収造林・育林事業と森林レクリエーション



出所：山本 [2013] 59頁。

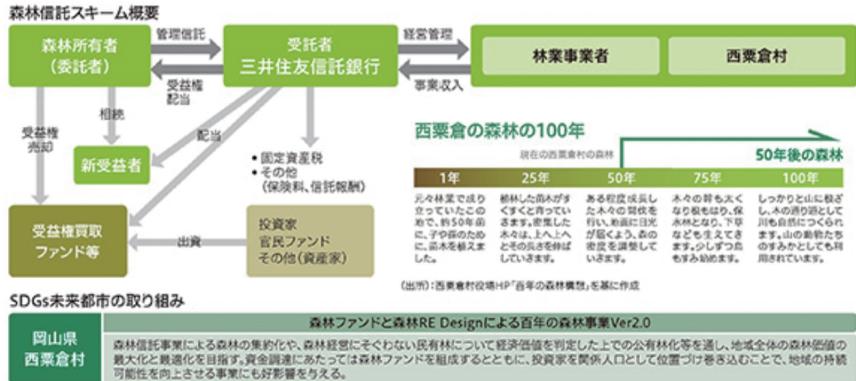
的側面を強めているとして、3点目と4点目はいずれも森林信託を財産管理制度として位置づけ直す試みと評価できると述べている。高齢者の財産管理や、都市部の土地区画整理事業に関して、信託や委託を財産管理制度と捉える法学者の研究成果もあるが、森林信託に光を当てることは一考に値すると指摘している(山本 [2013] 61頁)。ただし一方で実態をみる限り、これらの事例は、単なる少し長めの長期施業受委託に過ぎなくもみえるとも併せて論じている(山本 [2013] 61頁)。

これらの山本が示した森林信託の歴史的経緯を踏まえたうえで、現在ではわが国においてもSDGsの17の目標のうち「目標15 陸の豊かさを守ろう」を主軸とする地域創生における森林信託に関して進展がみられる。たとえば三井住友信託銀行株式会社と岡山県西粟倉村における森林信託の取り組みなどがあげられる。これらの活動は三井住友信託株式会社 [2020b] によれば、SDGs目標15「陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する」ことをはじめ、多くの目標にも関連していると説明されている。

上述の三井住友信託銀行株式会社と岡山県西粟倉村における森林信託の取り組みは、森林信託の先行事例としてニュースとしても取り上げられている。西日本新聞では、信託の仕組みを活用し、個人の企業に代わって所有林の樹木を管理する森林信託と呼ばれる「国内初」のサービスが2020年8月1日に、岡山県で開始されていることを掲載している。三井住友信託銀行株式会社が業界で初めて取扱いをはじめ、岡山県西粟倉村の森林を同1日付で受託したものである(西日本新聞 [2020] 参照)。

具体的には図表8(森林信託スキーム)のような取り組みであり、三井住友信託銀行株式会社は岡山県西粟倉村に森林(土地及び立木)を所有する個人より、約10haの森林をわが国初の商事信託として受託している。岡山県西粟倉村は面積の95%が森林であり、そのうち84%が人工林である。約50年前に植えられた木を100年の森に育て上げようと村ぐるみで挑戦を続けている。これが西粟倉村の「百年の森林構想」である。森林信託事業はこの「百年の森林構想」を信託スキームを用いてサポートしようというソリューション提案となっている。また岡山県西粟倉村は令和元年SDGs未来都市に選定されている(三井住友信託銀行株式会社 [2020a, b] 参照)。

図表8 三井住友信託銀行と岡山県西粟倉村における森林信託の取り組み（森林信託スキーム概要）



出所：三井住友信託銀行株式会社「2020b」「商品・サービス/森林信託」2020.10.17参照、  
 (<[https://www.smtb.jp/csr/natural-capital/product\\_2.html](https://www.smtb.jp/csr/natural-capital/product_2.html)>)

このように、わが国においては戦前期より森林信託の考えが存在し、2015年の国連でSDGsが採択されたことにより、2020年8月には信託の仕組みを活用し、個人の企業に代わって所有林の樹木を管理する森林信託と呼ばれる国内初のサービスが開始されている。

以上のようにこれまで本稿では森林信託に現状を示してきたが、これは本稿冒頭でふれた、いわゆる森林ファンドとは異なるものであると考える。例えばわが国の国土緑化推進機構の「緑と水の森林ファンド」（公益社団法人国土緑化推進機構「2020b」参照）で用いられる「ファンド」は、一般市民・企業・団体などから自発的な寄付により造成された基金の運用益により各種事業を実施しているものである。このようなことから、わが国ではファンドは基金などを前提としたものとして取り扱われることが多いことが理解できる。

しかし、大塚・立花・持田「2008」（1頁）によれば「1980年代半ば以降アメリカでは、年金基金や職員組合の退職金基金などの巨大投資ファンドを背景とした林地投資経営組織（TIMO）や、不動産投資信託（REIT）等によって林産会社の私有林が買収され、これまで見られなかった新たな大規模森林所有が形成されている。」と述べられている。今後、本プロジェクトを遂行していくにあたって、森林の経営について論じていく際には、このようなアメリカの

機関投資家や巨大投資ファンドなどにおける「ファンド」に関して検討していく必要もあろう。

わが国では基金や信託がファンドの意味として使用されることもある。現段階では、このような基金や信託とどまっているが、将来的にはアメリカのようなファンドの方向性を探る必要があるとも考えられる。森林の安定した持続可能な経営をのぞむならば、わが国の地域の特性に沿って、あるいは内閣府が進める地方創生の理念に積極的に絡めながら、わが国の地域資源等を安全・安心に管理保有等をするための新しいファンドの概念やそのシステム作りが必要である。

#### 4. おわりに

本プロジェクトは駿河台大学地域創生研究センターの目的である「本学における地域創生に関する研究及び調査を行うとともに、地域の発展に資すること」を念頭に置きながら推進している。冒頭で述べたとおり、本プロジェクトを完遂させるためには、SDGsにおいて着目される地域創生の推進を加速させるために、内閣府の掲げる「まち・ひと・しごと」の創生という観点から明らかにできる会計モデルの構築を成功させ、自治体や事業体と連携し、会計モデルの実験的適用を行う必要がある。本プロジェクトが採択されてから約9か月程経過したが、現時点で本稿において、それらをすべて論じることは難しい。そのため、その第一歩として、本稿では、SDGsと地域創生における森林信託の現状と課題についてのみ焦点を絞り、検討を行ってきた。

国連において2015年に採択されたSDGsは世界的な広がりを見せ、わが国においてもそれは例外ではなく、官民共に様々な場面で議論されている。地域創生とも深く結びつき、SDGs達成に向けた取り組みを現在推進しているわが国の現況において、地方創生成功モデルを検討していくことは必須であり、本プロジェクトはその一端を成している。具体的には本稿において「森林の持続可能な経営」に着目し、その経営を維持するための方法の一つとして森林信託の概念とその現状を論じた。戦前期より森林信託の考えは存在するが、現在は2015年に採択されたSDGsの考えを踏まえ、信託の仕組みを活用し、個人の企業に代わって所有林の樹木を管理するわが国初のサービスが2020年8月1日に岡山県で開始されている。このような森林信託の先行事例は、森林自体の継続可能

性を高めるものであり、森林の管理や整備を推進するものである。ただしアメリカでは1980年代半ば以降、巨大投資ファンドを背景とした林産会社の社有林が買収され、新たな大規模森林所有が形成されている。今後、本プロジェクトを遂行していくにあたって、森林の持続可能な経営について論じていく際には、このようなアメリカの機関投資家や巨大投資ファンドなどの概念も論じていく必要がある。繰り返すが、森林の安定した持続可能な経営をのぞむならば、わが国の地域の特性に沿って、あるいは内閣府が進める地方創生の理念に積極的に絡めながら、わが国の地域資源等を安全・安心に管理保有等をするための新しいファンドの概念やそのシステム作りが必要であると考え。

(付記・謝辞) 最後に本プロジェクトに加わってくださった共同研究者である小野正芳教授(千葉経済大学)、丸山佳久教授(中央大学)、吉田智也准教授(中央大学)に改めて心より御礼を申し上げたい。なお、本稿に関するすべては筆者の責に帰するものではある。ただし本プロジェクトの申請書執筆をはじめ、本プロジェクトの研究進行に当たり、共同研究者の諸先生方には常に有益な御教示を賜っている。さらに本稿執筆にあたり、多くの資料の提供や、御助言等も頂いた。また先生方がおられなければ、本プロジェクトを立ち上げることは適わなかった。記して深く感謝申し上げます。

## 引用・参考文献等

- 市川紀子 [2010] 『財務会計の現代基盤』 森山書店。
- 市川紀子 [2014] 「新地方公会計制度に関する現状と課題」 『経済研究所所報』 第17巻, 75-88頁。
- 市川紀子 [2017] 「新地方公会計統一基準に関する動向と展望」 『経済研究所所報』 第20巻, 41-61頁。
- 市川紀子 [2020a] 「概念フレームワークの必要性—マクロ会計・メソ会計・ミクロ会計の視点や会計基準設定の諸問題を中心に—」 『駿河台経済論集』 第29巻第2号, 27-42頁。
- 市川紀子 [2020b] 「メソ会計の視点」 『埼玉新聞』 2020年4月23日。
- 市川紀子 [2020c] 「メソ会計の視点に基づく地域創成—森林・林業における会計分野

- の先行研究を中心として—」『駿河台経済論集』第30巻第1号, 73-86頁。
- 市川紀子・小野正芳・丸山佳久・吉田智也 [2020] 「埼玉県北西部・南西部地域における地域創生のための会計の研究—SDGsと地域創生におけるファンドの可能性—」中央大学・駿河台大学合同公開研究会, 2020年10月25日。
- 井上良二 [1995] 『会計社会学』中央大学出版部。
- 井上良二編・市川紀子・吉田智也・木村太一著 [2019] 『新版財務会計論三訂版』税務経理協会。
- 上野清貴 [2019] 『会計の科学と論理』中央経済社。
- 大森明・八木裕之・丸山佳久「第7章 カーボン・マネジメントのためのマテリアルフローコスト会計」小口好昭編『会計と社会—マクロ会計・メソ会計・マクロ会計の視点から—』中央大学出版部, 153-182頁。
- 小野正芳 [2016] 「企業活動と包括利益: 純利益とその他の包括利益 (OCI) の区分」『経理研究』第59巻, 193-206頁。
- 小野正芳 [2019] 「投資ファンドの会計」簿記教育研究会第90回研究会報告, 2019年3月3日於全経会館。
- 大塚生美・立花敏・持田治之 [2008] 「アメリカ合衆国における林地投資の新たな同行と育林経営」『林業経済研究』第54巻第2号, 41-50頁。
- 小口好昭 [1991] 「メソ会計としての水の会計学」『会計』第139巻第5号, 82-100頁。
- 小口好昭 [1996] 「流域の総合管理と水道事業民営化の帰趨—水資源会計の主体論を中心に—」『水利科学』231号, 26-50頁。
- 小口好昭 [2010a] 「会計概念フレームワークの検討—マイクロ会計・メソ会計・マクロ会計の視点から—」『会計』第178巻第6号, 749-763頁。
- 小口好昭 [2010b] 「会計概念フレームワークの再検討」河野正男・小口好昭編『会計領域の拡大と会計概念フレームワーク』中央大学出版部, 215-264頁。
- 小口好昭編 [2015] 『会計と社会—マイクロ会計・メソ会計・マクロ会計の視点から—』中央大学出版部。
- 河野正男・八木裕之・千葉貴律 [2013] 『サスナビリティ社会のための生態会計入門』森山書店。
- 河野正男・小口好昭編 [2010] 『会計領域の拡大と会計概念フレームワーク』中央大学出版部。
- 環境省 [2020] 「環境金融推進室環境省 参考資料 (2020年3月)」2020.10.17参照,  
<<https://www.env.go.jp/policy/%E5%8F%82%E8%80%83%E8%B3%87%E6%96%99%E5%8F%82%E8%80%83%E8%B3%87%E6%96%99.pdf>>。

## SDGsと地域創生における森林信託の現状と課題

- 経済産業省 [2020] 「ESG投資とは」2021. 01. 11参照, 〈[https://www.meti.go.jp/policy/energy\\_environment/global\\_warming/esg\\_investment.html](https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/esg_investment.html)〉。
- 公益社団法人国土緑化推進機構 [2020a] 「国土緑化推進機構のSDGs宣言」2020. 10. 17および2021. 01. 09参照, 〈<http://www.green.or.jp/about-us/sdgs/>〉。
- 公益社団法人国土緑化推進機構 [2020b] 「緑と水の森林ファンド」2020. 10. 17参照および2021. 01. 09参照, 〈<http://www.green.or.jp/about-us/sdgs/>〉。
- 国連開発計画 (UNDP) 駐日代表事務所 [2020a] 「持続可能な開発目標」2020. 10. 17参照, 〈<http://www.jp.undp.org/content/tokyo/ja/home/sustainable-development-goals.html>〉。
- 国連開発計画 (UNDP) 駐日代表事務所 [2020b] 「目標15 陸の豊かさを守ろう」2020. 10. 17参照, 〈<https://www.jp.undp.org/content/tokyo/ja/home/sustainable-development-goals/goal-15-life-on-land.html>〉。
- 国連環境計画・金融イニシアティブ[2017]「ポジティブ・インパクト金融原則 SDGs達成に向けた金融の共通枠組み」2021. 01. 11参照, 〈<https://www.unepfi.org/wordpress/wp-content/uploads/2018/09/POSITIVE-IMPACT-PRINCIPLES-JAPANESE-WEB.pdf>〉。
- 篠田六郎 [1954] 『林業経営計算』朝倉書店。
- 首相官邸政策会議：持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部 [2016] 「持続可能な開発目標 (SDGs) の実施のための我が国の指針の策定 (2016年5月20日版)」2020. 10. 17および2021. 01. 10参照, 〈<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/dai1/siryou1.pdf>〉。
- 首相官邸政策会議：持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部 [2019] 「SDGsアクションプラン2020 (2019年12月版)」2020. 10. 17参照, 〈<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/dai8/siryou2.pdf>〉。
- 駿河台大学 [2020] 「令和2 (2020) 年度駿河台大学地域創成研究センター公募型研究プロジェクトの募集について」。
- 総務省 [2017] 「地方公共団体における平成27年度決算に係る財務書類の作成状況等」2019. 12. 16参照, 〈[http://www.soumu.go.jp/iken/kokaikei/pdf/170530\\_02.pdf](http://www.soumu.go.jp/iken/kokaikei/pdf/170530_02.pdf)〉。
- 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局 内閣府地方創生推進事務局 [2019] 「まち・ひと・しごと創生基本方針2019について」2019. 12. 10参照, 〈<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/>〉。
- 内閣府地方創生推進室 [2020] 「地方創生に向けたSDGsの推進について (2020年12月)」2021. 01. 11参照, 〈[https://future-city.go.jp/data/pdf/sdgs/sdgs\\_bk.pdf](https://future-city.go.jp/data/pdf/sdgs/sdgs_bk.pdf)〉。
- 西日本新聞[2020]「国内初, 『森林信託』岡山で開始(2020年8月1日掲載)」2020. 10. 17

- 参照, <<https://www.nishinippon.co.jp/item/o/631485/>>。
- 日本地方自治研究学会編 [2014] 『地方自治の深化』 清文社。
- 野村進行 [1955] 『林業経営経済学』 朝倉書店。
- 原田富士雄 [1978] 『情報会計論』 同文館。
- 広島修道大学森林バイオマス研究会 [2013] 『森林バイオマス活用の地域開発』 中央経済社。
- 丸山佳久 [2010] 「森林・林業の再生に向けた林業会計の再検討」 『人間環境学研究』 第8巻, 11-30頁。
- 丸山佳久 [2013a] 「民有林における立木資産の会計処理の考察—王子製紙・前田林業・速水林業を事例として—」 『経済学論纂』 第53巻第2号, 39-57頁。
- 丸山佳久 [2013b] 「第13章第2節 メゾ環境会計」 河野正男・八木裕之・千葉貴律編 『サスナビリティ社会のための生態会計入門』 森山書店, 237-268頁。
- 丸山佳久 [2014a] 「森林・林業の会計理論と簿記実務」 『業種別簿記実務の研究』 日本簿記学会・簿記実務研究会最終報告, 83-90頁。
- 丸山佳久 [2014b] 「環境会計の観点による林業公社会計基準の検討」 『経済学論纂』 第54巻第5・6合併号, 1-15頁。
- 丸山佳久 [2014c] 「地方自治体におけるメソ会計の構築」 日本地方自治研究学会編 『地方自治の深化』 清文社, 137-154頁。
- 丸山佳久 [2015] 「第8章 森林会計・林業会計と持続可能性」 小口好昭編 『会計と社会—マクロ会計・メソ会計・マクロ会計の視点から—』 中央大学出版部, 183-212頁。
- 丸山佳久・遠藤一弥 [2017] 「木材産業クラスターの会計学的分析—「遠野市の森林・林業及び木材関連産業を中心とした調査」の中間報告—」 遠野山神祭 (2017年12月12日)。
- 丸山佳久 [2019] 「地域の仕事創りを支える資源価値評価とその展開」 遠野みらい創りカレッジ樋口邦史編著 『SDGsの主流化と実践による地域創生』 水曜社。
- 丸山佳久 [2020] 「北海道から考える森林と地域の会計」 JAA2020全国大会統一論題 北海道から考える会計。
- 三井住友信託銀行株式会社 [2020a] 「森林信託の受託について (2020年8月3日)」 2020.10.17参照, <<https://www.smtb.jp/corporate/release/pdf/200803.pdf#search='%E6%A3%AE%E6%9E%97%E4%BF%A1%E8%A8%97'>>。
- 三井住友信託銀行株式会社 [2020b] 「商品・サービス/森林信託」 2020.10.17参照, <[https://www.smtb.jp/csr/natural-capital/product\\_2.html](https://www.smtb.jp/csr/natural-capital/product_2.html)>。
- 山本信幸 [2013] 「森林の信託についての予備的考察」 『林業経済研究』 第59巻第1

号, 55-62頁。

有限責任あずさ監査法人KPMGジャパン統合報告CoE [2019]「統合報告の基礎と最新動向—企業の価値創造を理解する—」。

吉田智也 [2019a]「鉄道事業の会計」簿記教育研究会第91回研究会報告, 2019年4月20日於全経会館。

吉田智也 [2019b]「地方自治体の簿記—『地方公会計マニュアル』における複式記入—」日本簿記学会 簿記実務研究部会 (平成30・31年度) 中間報告書 (非営利組織体の簿記に関する研究), 187-202頁。

林野庁 [2016]「緑と水の森林ファンド」2020.10.17参照, <<https://www.rinya.maff.go.jp/j/ryokka/2lmori/kikin22.html>>。

林野庁 [2020]「持続可能な開発目標 (SDGs) に貢献する森林・林業・木材産業 (令和2年6月16日公表)」『令和元年度森林・林業白書全文』2020.10.17参照, <<https://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/hakusyo/rlhakusyo/attach/pdf/zenbun-12.pdf>>。